

申 請

平成28年3月15日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に
基づく平成28年1月25日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
宮城県栗原市（旧沢辺村の区域に限る。）で産出された25年産米
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と生産・出荷体制

1 出荷制限を解除する範囲

宮城県栗原市（旧沢辺村の区域に限る。）で産出された 25 年産米

2 経過及び解除申請の理由

宮城県栗原市（旧沢辺村の区域に限る。）で産出された 25 年産米については、

① 出荷する米に加え、飯米・縁故米を含む全ての米(33,720 点)について「平成 25 年産米に関する宮城県管理計画」により管理が行われてきたこと、

② 生産された玄米は検査の結果、測定した 33,720 点全てが基準値以下であり、出荷・販売等が可能となっていること、

から、引き続き出荷制限を継続する必要がないと考えられるため。

3 宮城県栗原市における管理計画

(1) 県管理計画の実施

「平成 25 年産米に関する宮城県管理計画」(25 年 3 月 12 日策定)(別添 I)により生産者 251 戸の生産量を管理の上、全量全袋検査を実施した結果、全て基準値を下回った。(詳細については別添 II)

◆栗原市の生産状況

平成 25 年作付面積	272	ha
収穫量	1,360	kg
生産者数	251	戸

測定点数	検査結果		
	不検出 ~50Bq/kg以下	50Bq/kg超過 ~100Bq/kg以下	100Bq/kg超過
33,720	33,720	0	0

(2) 出荷制限解除後の管理

解除後も、栗原市旧沢辺村で生産される水稻について、放射性物質吸収抑制対策を行うとともに、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切にモニタリング検査を実施、公表する。

26 年産以降もモニタリング検査を実施し、測定した全てが基準値以下であり、安全性に問題がないことを確認している。(表 1)

表1 栗原市旧沢辺村における米の放射性セシウムモニタリング検査結果

	測定点数	不検出	～25Bq/kg	25Bq/kg 超過～ 50Bq/kg	50Bq/kg 超過～ 100Bq/kg	100 Bq/kg 超過
H26	198	197	1	0	0	0
H27	27	27	0	0	0	0

平成25年産米に関する宮城県管理計画

宮城県(以下「県」という。)は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する米が流通しないよう、対象区域において生産される平成25年産の米について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産される平成25年産の米について本計画及び当該市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

1 対象区域

本計画の対象区域は、平成24年産米で100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された以下の区域とする。

市町村名	対象区域
栗原市	旧沢辺村

2 生産管理(作付段階)

(1) 吸収抑制対策の実施・確認

ア 吸収抑制対策の実施

栗原市(以下「市」という。)は、県の「平成25年産米の放射性物質吸収抑制対策について」を基本に、対象区域内のほ場の吸収抑制対策の方法を市管理計画に定め、25年産稲を作付けする全てのほ場について、吸収抑制対策が実施されるよう必要な指導・支援を実施。

県は、対象区域における吸収抑制対策の取組に対し、必要な指導・支援を実施。

イ 吸収抑制対策の確認

市は、2(2)に基づき整備する「水田管理台帳」や放射性物質吸収抑制対策確認票により、対象区域内で25年産稲を作付けする全てのほ場において吸収抑制対策が実施されたことを確認し、「水田管理台帳」に記録。

(2) 水田管理台帳の整備

ア 基礎的な情報の整理

市は、対象区域内の全ての水田について、農業委員会の農地基本台帳、固定資産台帳、営農計画書(兼)水稻共済細目書異動申告票等の情報を活用し、ほ場毎に漏れないよう生産者名、ほ場の地番、面積等を記載した「水田管理台帳」を整備。

また、この際、よりきめ細かな管理を行うための参考情報として、ほ場毎に24年産米の乾燥・調製方法、放射性物質検査の結果等の情報を可能な限り記載。

イ 25年産稲の作付情報の整理

市は、経営所得安定対策の交付申請書、営農計画書、作付意向確認書等を活用し、対象区域内で25年産稲を作付けした全てのほ場について、ほ場毎の稲の作付面積等を「水田管理台帳」に記録。この際、25年産米の安全確保の観点から市が作付自粛を要請したほ場については、その旨を水田管理台帳に記載。

ウ 水田管理台帳の提出

市は、作付段階の生産情報を「水田管理台帳」に整備した段階で、県に提出。

県は、市から提出された台帳等により、対象区域内で25年産稲が作付けされた全てのほ場において吸収抑制対策が実施されたことを確認するとともに、対象区域における25年産稲の作付面積等を集計し、別添1を更新。

(別添1) 対象区域における25年産米の生産状況

(3) 作付状況の確認

市は、7月31日までに、栗原市農業再生協議会(農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に規定する地域農業再生協議会、以下「再生協議会」という。)等の協力を得て、「水田管理台帳」及び最新のほ場地図のほか、水稻共済に係る現地確認を活用して、対象区域内の25年産稲の作付状況について確認。

確認の結果、先に提出した「水田管理台帳」の内容に変更があれば、修正し、県に提出。県は、別添1に変更があれば更新。

(4) 生産者、集荷業者等への周知

県及び市は、関係機関・団体と連携の上、本計画及び市管理計画の内容について、生産者や集荷業者等に対し周知を図る。特に、対象区域の米穀が、当該地域で放射性物質の全量全袋検査を受検し、基準値以下であることが確認される前に、出荷販売、譲渡または消費されることがないように、以下のようなあらゆる機会を通じて生産者や集荷業者等に対し周知を図る。また、作付自粛を要請したほ場について、当該生産者に対し周知を図る。

- 市町村やJAの広報誌による周知
- 再生協議会と連携し、ダイレクトメールによる生産者への周知
- 食糧法に基づく米穀取扱業者を対象とした通知

3 生産管理(収穫段階)

(1) 乾燥・調製・保管場所等の把握

市は、収穫開始までに、「水田管理台帳」等を活用し、対象区域内で25年産稲を作付けしたほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所、乾燥・調製後の保管場所等を把握し、「水田管理台帳」に記載。

(2) 放射性物質の交差汚染防止対策

市は、放射性物質に汚染された異物の混入・付着により収穫物が汚染されることのないよう、収穫乾燥調製機器の点検・清掃や粃への土壌の付着防止対策等を徹底。

県は、対象区域における交差汚染防止対策の取組に対し、必要な指導・支援を実施。

(3) 収穫量の全量把握

市は、生産者ごとに米袋識別コードラベルを配布し、生産者が飯米・縁故米を含む全ての米袋にラベルを貼付するよう徹底。

市は、関係機関・団体等と連携し、「水田管理台帳」に基づき生産者の保管場所の現地確認を行い、実際の収穫量を把握(「水田管理台帳」の収穫見込みと大きな乖離がないことを確認)するとともに、農家ごとに生産された全ての米袋の数を把握。

また、市は、収穫量の把握を行った米袋について、検査が行われるまで保管場所で保管するよう生産者等に指導。

なお、ほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所、収穫量等が「水田管理台帳」の内容と異なる場合には、修正し、県に提出。県は、別添1に変更があれば更新。

(4) 共同乾燥施設等での管理

共同乾燥施設等では、複数の生産者の米が集まることから、県及び市は、検査済みの米袋と未検査の米袋、あるいは異なる乾燥ロットの米袋が混合することを防ぐため、保管場所を別にする等の取組を行うよう、施設の管理者を指導。

(別添2) 対象区域における生産管理の実施状況

4 米の放射性物質の検査

県は、対象区域内で生産された25年産米については、出荷販売する米だけでなく、飯米・縁故米を含めた全量全袋を対象として、厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に基づき放射性セシウムのスクリーニング検査を実施。

スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超えた米については、県が、ゲルマニウム半導体検出器による詳細な検査(以下「詳細検査」という。)を実施。

(1) 検査の実施

ア 検査業務の管理

県は、「食品中の放射性セシウムのスクリーニング法」に基づく検査が適切に実施されるよう、検査手順書を作成。

イ 検査計画の作成

市は、JAや集荷団体等の協力の下、「水田管理台帳」をもとに、収穫時期や収穫予定数量、保管場所、出荷予定時期等について「水田管理台帳」に入力。

県は、「水田管理台帳」の情報に基づき、市及び関係団体と連携して、検査計画を策定し、市に連絡。

ウ 生産数量の確認と「米袋識別コードラベル」の貼り付け

市は、県が策定した検査計画に基づき、JAや集荷団体等と連携して、生産数量確認や検査日の日程等を周知。

エ 検査場所への米袋の搬入

生産者等は、市からの検査日の連絡に基づき、「米袋識別コードラベル」を貼り付けた米袋を当該地域の検査場所に搬入。

オ 検査の実施

県は、搬入された米袋について、検査手順書に則りスクリーニング検査を実施。スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超過した米袋については、スクリーニングレベル以下の米と区分して一時保管し、詳細検査により放射性セシウム濃度を測定。

カ 検査終了した米袋の取扱い

県は、検査の結果、基準値以下の米袋には、確実に「検査済みラベル」を貼り付ける(以降、当該米袋は出荷販売が可能となる)。

基準値を超過した米が発生した場合、県は市に、検査結果が判明した時点で速やかに連絡する。また、当該米袋については、市の管理の下で確実に隔離して保管。

(2) 検査の実施

県は、検査結果のデータを速やかに市に連絡。

市は、県から連絡を受けた検査結果を速やかに「水田管理台帳」に反映するとともに、検査の進捗状況を確認するため、全ての生産者の乾燥・調製後の米が放射性物質の検査を受けているか、「水田管理台帳」で確認し、県に報告。

県は、市からの報告を受けて検査進捗状況を確認。

(3) 検査結果の公表

県は、検査結果をとりまとめ、国に報告するとともに、集計表を県ホームページに掲載し公表。

5 基準値を超過した米の処分

(1) 処分の考え方

県は、市に対し、基準値を超過した米について、管理計画に基づき適正に処分するよう指導。

市は、基準値を超過した米を区分して保管後、処分。

(2) 処分の実施確認

市は、基準値を超過した米がすべて処分されたことを確認後、「水田管理台帳」に反映。

県は、「水田管理台帳」に基づき市の処分状況を確認。

(別添1) 対象区域における25年産米の生産状況

平成25年7月31日現在

市町村名	旧市町村名	稲を作付けた 農家戸数(戸)	25年産稲の 作付面積(ha)	25年産米の 予想収穫量(t)	吸収抑制対策 等の実施
栗原市	旧沢辺村	251	272	1,360	

(別添2) 対象区域における生産管理の実施状況

平成25年7月31日現在

市町村名	作付段階	収穫段階	
	作付の現地確認	保管場所等の把握	収穫量の全量把握
栗原市	7月までに実施	9月までに実施予定	10月までに実施予定

(別添Ⅱ)

記者発表資料
平成25年12月6日
農林水産部農産園芸環境課
農産食糧班 高橋, 横田 (内線2841)
環境対策班 堀内, 松原 (内線2845)

平成25年産米(全量全袋検査区域: 栗原市旧沢辺村)の放射性物質検査結果について(最終報)

平成25年産米(全量全袋検査区域)について放射性物質検査の測定結果が出ましたのでお知らせします。

全量全袋検査区域で生産された玄米は, 検査の結果, 測定した33,720点全てが基準値以下であり, 出荷・販売等が可能となっています。

なお, 今回の結果をもって, 宮城県が計画した平成25年産米の放射性物質検査は全て終了しました。

1 測定方法

ベルトコンベア式放射性セシウム濃度検査器, NaIシンチレーションによるスクリーニング検査

または, ゲルマニウム半導体検出器による検査

2 測定機関

宮城県 検査機器: ベルトコンベア式放射性セシウム濃度検査器
: NaIシンチレーション

株式会社理研分析センター 検査機器: ゲルマニウム半導体検出器

3 測定年月日

平成25年11月30日(土)~12月4日(水)

4 測定結果

測定した363点全てが食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値(100Bq/kg)以下であり, 安全性に問題がないことが確認されました。

5 検査状況

測定点数	不検出 ~50Bq/kg以下	50Bq/kg超 ~100Bq/kg以下	100Bq/kg超
33,720 (363)	33,720 (363)	0	0

※ () の数値が今回公表分である。

(参考)

◆全量全袋検査検査結果内訳

測定機関	検査機器	検査点数
宮城県	ベルトコンベア式放射性セシウム濃度検査器	32,825点
	NaIシンチレーション	109点
株式会社理研分析センター	ゲルマニウム半導体検出器	786点
計		33,720点

	測定点数	検査結果			
		不検出	20Bq/kg超過～ 50Bq/kg	50Bq/kg超過～ 100Bq/kg	100Bq/kg超過
ベルトコンベア式放射性セシウム濃度検査器	32,825	32,825	0	0	0

	測定点数	検査結果			
		不検出	25Bq/kg超過～ 50Bq/kg	50Bq/kg超過～ 100Bq/kg	100Bq/kg超過
NaIシンチレーション	109	109	0	0	0

	測定点数	検査結果			
		不検出	10Bq/kg超過～ 50Bq/kg	50Bq/kg超過～ 100Bq/kg	100Bq/kg超過
ゲルマ半導体検出器	786	786	0	0	0